

大規模土砂災害危機管理計画 策定のための指針

平成20年3月4日

国土交通省
河川局砂防部

大規模土砂災害危機管理計画策定のための指針

地方整備局等による、大規模土砂災害に対する危機管理計画の策定にあたって、指針とすべき事項を以下に定める。

第1章 総説

1. 危機管理計画の目的

大規模土砂災害に対する危機管理計画（大規模土砂災害危機管理計画）は、地震、豪雨、火山噴火などに伴う大規模な土砂災害の発生時における被害の発生もしくは拡大の防止のため実施すべき事項について定めるとともに、これらを円滑に実施するために事前に準備すべき事項と、平常への復旧・復興のために実施すべき事項について定め、これらに基づく危機管理の実施により、国民の生命を守り、国土の保全及び公共の福祉の確保に資することを目的として定める。

2. 対象とする現象

大規模土砂災害とは、地震・豪雨・火山噴火等による土砂災害であって、

- ・ 大規模な土石流、地すべり等
- ・ 天然ダム（河道閉塞）のように現象が進行性のもの
- ・ 同時多発的に発生する土砂災害
- ・ 火山噴火による火砕流・溶岩流・火山泥流等の大規模土砂流出やそれに伴い発生する大規模な天然ダム

など、対応に高度な技術を要するため通常の土砂災害に対する体制では限界があり、社会的な影響が甚大又は被害が広範囲に及ぶおそれがあるものなど国の役割が重要なものをいう。また、現象の進行により大規模な土砂災害となるおそれがあると認められるものも含まれる。

なお、大規模土砂災害は、現象の時間スケールにより、主に下記の2つに大別されるが、現象が同時多発的若しくは複合的に発生する場合もある。

- (1) 突発型：地震や豪雨時などに発生する土石流や崩壊、地すべりのうち、短時間の現象で、予測やこれによる準備が困難であることから、激甚な被害が発生しやすいもの
- (2) 進行型：地すべり性の土塊の移動、天然ダムの形成とその決壊など現象が長時間にわたるもの及び同一箇所や周辺箇所においてさらなる災害が発生するおそれのあるもの

3. 基本的な方針

3.1 大規模土砂災害危機管理の際の連絡調整等

以下に掲げるような関係機関との連絡調整等について定めること。

- ・ 危機管理が実施される都道府県や市町村、他の地方整備局等、研究機関及び関係各機関と国土交通省本省との相互の連絡調整
- ・ 危機管理が実施される地域に係る防災・災害関係情報等の関係各機関への連絡

また都道府県等の行う危機管理に対する、人的・物的支援、技術的指導及び助言・勧告等について定めること。

3.2 大規模土砂災害危機管理の管理水準

大規模土砂災害の状況や危機管理対応状況等に関して実施すべき、国民や地域社会への適切な情報公

開や、都道府県、市町村及び地域社会とのリスクコミュニケーション、これにより形成される社会的受容を考慮し設定されるべき危機管理の水準について定めること。

3.3 危機管理の実施方針と計画の改善・修正

大規模土砂災害の特性を踏まえ、地域の安全・安心の確保を最優先としつつ、各現象に対して迅速かつ的確で弾力的な対応が必要である旨を定めること。

また、大規模土砂災害危機管理計画は、大規模土砂災害等に関する経験と対策の積み重ね、新たな知見等により、随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて改善・修正を加える旨を定めること。

3.4 国土交通本省等が策定する他の計画との関係

大規模土砂災害危機管理計画と他の計画との整合を保つ旨を定めること。

第2章 事前対策(災害予防)

1. 訓練に関する事項

大規模土砂災害等を想定し、円滑な対応が可能であるか検証し、必要な改善事項を抽出する目的で、年1回以上の定期的な訓練の実施について定めること。また訓練参加者との大規模土砂災害危機管理に係るリスクコミュニケーションを図るよう努めるべき旨を定めること。

2. 危機管理体制の整備

緊急事態対応や災害の復旧・復興が、迅速かつ的確に実施されるよう、各都道府県等と調整の上、支援の中心となるべき砂防担当事務所等を定めるなど、事前の準備、体制整備を図るべき旨を定めること。

特に、都道府県等に対しては、直轄砂防等事業施行区域内外に関わらず、地方整備局等が、専門家派遣等必要な支援を行う体制の整備が重要である旨、ならびに大規模土砂災害の危機管理が迅速かつ的確に実施されるための体制の整備を図るべき旨を定めること。

3. 緊急時の情報管理体制の事前整備

大規模土砂災害が発生もしくはそのおそれがある場合に備え、災害対策用資機材や専門家等による迅速かつ自主的な災害情報の収集、状況の把握活動ができるよう、体制を整備すべき旨を定めること。

大規模土砂災害に係る情報について関係機関等と共有し、報道機関等を通じた広報を実施する体制を整備し、また、国民・地域住民に対して、ホームページ等による直接的な広報を実施するための環境を整備すべき旨を定めること。

4. 災害、防災に関する研究、観測等の推進に関する事項

大規模土砂災害に対応した、災害・防災に関する研究及び災害対策用資機材の技術開発を進めると共に、大規模土砂災害に関する情報収集を実施すべき旨を定めること。

5. その他の事前の対策

大規模土砂災害の危機管理に必要な情報や、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)に係る土砂災害警戒区域等の指定の際に得られた調査情報等を緊急時に活用できるよう体制を整備すべき旨を定めること。

またNPOや砂防ボランティア等の活動が円滑に実施できる環境の整備を図るべき旨を定めること。

第3章 緊急事態対応(災害応急対策)

1. 災害状況把握及び災害の情報管理

大規模土砂災害の発生時もしくはそのおそれがある場合には、災害状況、被害の影響範囲や規模及び災害関連情報等を迅速に把握すると共に、他の地方整備局等、都道府県等及び関係各機関の実施する災害状況把握に係る連絡調整等を行うべき旨を定めること。

また災害の状況や応急対策等について、関係都道府県や関係機関等との情報共有を速やかに図るとともに、報道機関等を通じた広報等を実施し、国民・地域住民に対しては、災害の状況や地域の被害状況、危険情報、初動対応や応急対策等の情報、さらに安全・安心情報を含め、ホームページ等による直接的な広報を実施すべき旨を定めること。

これらの情報伝達を通じて、関係機関や地域社会との緊急事態対応に係るリスクコミュニケーションを図るよう努めるべき旨を定めること。

2. 初動対応及び緊急措置

大規模土砂災害の発生形態や現象の時間スケールに応じ、個々の現象に応じた迅速かつ的確な緊急事態時の危機管理を実施するとともに、他の地方整備局等及び都道府県の実施する当該危機管理に係る連絡調整等を実施すべき旨を定めること。

3. 災害発生時における応急工事、二次災害の防止対策に関する事項

より迅速かつ効果的な応急工事、二次災害防止対策等が実施できるよう、他の地方整備局等及び都道府県等に対して、これらに係る連絡調整等を実施すべき旨を定めること。

4. 都道府県等への支援に関する事項

都道府県等の行う危機管理に対し、技術的な知見に基づいた助言、指導、必要に応じて勧告等を実施すべき旨を定めること。緊急に必要な場合には、直轄砂防等事業施行区域内外であっても、国の判断において、人的・物的支援ができるよう予め都道府県等との連絡調整や協定の締結等を実施すべき旨を定めること。

第4章 復帰・復興(災害復旧・復興)

災害現場の平常への復帰・復興支援に関する事項

平常への復帰・復興のため、都道府県等が行う平常への復帰・復興に係る対策や工事に係るものについて、技術的指導・助言等及び人的・物的支援を行うための連絡調整を実施すべき旨を定めること。

併せて、これらの復帰・復興の状況について、関係機関等との情報共有や、報道機関等を通じた広報などをはじめ、ホームページ等による直接的な広報を実施すべき旨を定めること。